楽しかったね。保護者会連合会活動

町内8保育園の保護者会役員で組織されます保護者会連合会の活動としまして、今年度は「やすくにお兄さんとあそぼ！」を開催しました。

子どもたちはもちろん、保護者も保育士も一緒になって、元気いっぱい歌って踊って楽しい時間を過ごしました。

役員のみなさまありがとうございました。

▲好きなおにぎりの具はなあに？

第4回子育てに悩む母親たちのサロン開催

「第4回子育てに悩む母親たちのサロン」を開催します。

今回の開催内容は、西濃発達支援センターの中野先生をお迎えして、講演会に質疑応答の時間と、教育と福祉専門職のアドバイザーの方々も交えたランチを食べながらの懇談の時間を計画しています。

講演会のテーマは、「障がいを抱える子ども達の将来を考えたとき、今何をしなければいけないのか」です。

このサロンでは、お母さん方に、元気と勇気と仲間づくりができる場を提供します。

日時　2月5日(木)午前10時～午後2時

場所　ゆうごうほっと館（池田町本郷1190-1）2階和室

費用　昼食費として一人500円

※1月に小・中学校や福祉施設などの各機関より案内書及び申込書を配布します。たくさんのご参加をお待ちしています。

主催　障がい児者と保護者・家族を支える「ゆめ」代表者　西脇

☎090・7851・9301

▲第三回の様子です

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納めることになります。

国民年金（基礎年金）の3つのメリット

1、老齢基礎年金

老後を支えます。

2、障害基礎年金

病気や怪我などで、障害の状態になったときに支えます。

3、遺族基礎年金

加入者が死亡したとき、子のある配偶者または子を支えます。

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという、「世代と世代の支え合い」が基本です。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

収入がなく、保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（30歳未満）などの保険料納付猶予制度があります。

・学生納付特例制度

学生の方は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

・若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認をされた期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり、保険料の納付が可能になったときに「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

20歳になったときの国民年金の手続きなどは

大垣年金事務所

☎0584・78・5166

または保険年金課③窓口

☎45・3111（内線113）

切り取り

池田温泉　共通無料入浴券

有効期限

平成28年1月31日まで

※コピー不可　※1枚につき1名様有効

広報いけだ　平成27年1月1日発行

切り取り

池田温泉　共通無料入浴券

有効期限

平成28年1月31日まで

※コピー不可　※1枚につき1名様有効

広報いけだ　平成27年1月1日発行